

令和4年2月25日

**「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び
「令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」
の適用による予定価格の設定について**

国は、令和3年度に実施した公共事業労務費調査及び設計業務委託等給与実態調査に基づき、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）をそれぞれ決定・公表しました。なお、このうち東京都における公共工事設計労務単価は、全職種単純平均で対前年度比約1.9%の上昇となっています。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した適正な予定価格を設定することが発注者の責務とされています。

こうしたことを受け、東京都水道局は、今後公表する工事又は設計等委託の案件については速やかに新労務単価又は新技術者単価を適用して予定価格を設定するとともに、既に公表している案件については予定価格を修正します。また、これらによることができない場合は、契約後に特例措置で対応することとします。特例措置の詳細については、「「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について」を御参照ください。

なお、当面の間、新労務単価又は新技術者単価を反映して予定価格を設定した案件については公表時にその旨を、公表後に新労務単価又は新技術者単価を適用して予定価格を修正した案件については指名通知時、資格確認結果通知時及び見積合せ通知時にその旨をお知らせします。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この取組の趣旨を御理解いただき、技能労働者や技術者の適切な賃金水準の確保やそれによる処遇の改善により一層取り組んでいただくようお願いします。

【問合せ先】

水道局経理部契約課
直通 03-5320-6402